

あるかと思つてございまして、そういう場合には受益証券を持つております受益権者の請求によりまして、信託会社はこれを買取る義務が與えらるるわけでございます。それから第三点といたしましては、この受益証券は期限は二年以上を原則としておりまして、かりに資金の投資者の側におきまして、資金の必要がございまして換金したい、こういうような場合には、信託会社がこの受益証券をお互いの相対づくで買取つてよろしい。これによつて投資者の保護をはかつておるわけでございます。それから第十二条の信託財産の運用自体につきましても、特別に貸付の方法と割引の方法以外でやつてはいけないという制約も置きますし、その他信託会社に対しまして監督の規定でございます。信託業法は、全部この制度の裏をなします信託会社に適用があるわけでございます。検査もいたしますし報告もとるといふことによつて、万遺憾なきを期することになつております。

○三宅(則)委員 この証券に對しまして、税金の面でありまして、これを記名式にした場合は利益配当に對して百分の二十となつておりますが、貸付信託の場合は源泉の方でどういふふうにとる予算でありますか、承りたいと思ひます。

○大月政府委員 この貸付信託は、一面から申しますと無記名の有価証券になるわけでございますので、その点におきまして無記名の公債債あるいは貸付信託の受益証券と同様に扱いたいわけでございます。その点から申しますと、これは二〇%の源泉徴収をいたしまして、そのあとは申告にまつ、こう

いうこととございまして、それからこの貸付信託は、他面におきまして合同運用の金銭信託の性格を持つておるわけでございます。その点は一般の合同運用金銭信託にかかります税金、つまり源泉徴収をいたしますれば、五〇%の税率、課税をいたしません場合には、一般の記名式の預貯金あるいは普通の金銭信託と同様に課税せられるわけでございます。

○三宅(則)委員 先ほどの御説明にもありましたが、一般に二箇年というところになつておるその期間を、一年以上に改めることができるというふうに説明してあるわけでございますが、これは二箇年を原則といたしまして、場合によりましては一年でもよろしい、こういう意味合いでよろしいか。その辺を承りたいと思ひます。

○大月政府委員 この法律の本文におきましては第三条の第三項によりまして、貸付信託にかかると信託契約の期間は、二年以上でなければならぬといふ原則を立てておりました。一般的に申しまして一年ものは出せないといふことになつております。ただこの制度はこのたび初めて実施いたします関係上、かりに制度ができて、売れないといふことでも趣旨にかなひませんので、安全を見まして、試験的にこの法律を施行いたしましてから一年間に限つて、一年ものを出すことができる、こういうことにいたしましたわけでありま

す。従ひましてこの法律施行後一年を経過いたしました後は、何にも法律的な措置をとりません場合には、二年以上でなければならぬといふこととございまして、この消化の実績その他をござらん願ひまして、次の国会において

御審査願う場合に、その一年という期間を延長するかどうか、再び御検討願う趣旨であります。

○三宅(則)委員 「受益証券の消化を容易にする」とともに、長期資金の融資先の資金の安定をはかるため」と書いてありまして、「信託会社が一年のうちに置き期間を置き、その固有財産をもつて受益証券を買取り得る道を開いておられます」と提案理由の説明でおつしやつたわけですが、これは転々と流通するような普通の金銭、貨幣、紙幣といふようなものとの関係は、どんなふうになつておりましたらうか。ちよつと承りたい。

○大月政府委員 この点は一般の無記名の公債債に関する取締りと全然同様でございます。この法律におきまして、第十五条で「通貨及証券模造取締法は、受益証券の模造について準用する。」といふことになつております。従ひまして、現在興業銀行、勸業銀行等で発行しておりますいわゆる金銀債等の無記名の公債債、そういうものも全部いわゆる通貨に類似する重要な証券といつたものは、一切刑罰をもつて取締つてあるわけでありまして。

○三宅(則)委員 信託会社の経営を安定せしめるというところは、われ／＼の念願するところでありまして、損失を招くような経営状態にあつたのではたへんでありましてからして、これはよほど監督する面において、多少収益のあつた場合におきましては、相当量の立金をいたしまして、これに對する監督を厳にする、こういうふうには考えておりますが、実際に監督面におられます方は、どういふふうを考えてお

られるか承りたい。

○大月政府委員 現在におきましても信託報酬につきましましては、業務方法書といふものをこしらへまして、その中にそれを記載いたしましたして、それを大蔵省で審査いたすことになつております。その貸付信託自体につきましましては先ほど申し上げました信託約款の記載事項の中に、信託報酬の計算方法、支払ひの方法、時期に関する事項といふものがございまして、そこで元本に對しまして何種何種の割でとるといふことをあらかじめ書きまして、それが信託会社といたしまして適当な手数料に相當するものであるかどうかということ

を、嚴重に見るわけでございます。それで高率の配当をいたしますために、みずからの収益を食つて配当するといふようなことがないように、その信託約款の承認の際にそれを審査する、こういうことになつております。

○三宅(則)委員 今の御説明も了承するにやぶさかでございますが、ときどきこういう問題につきましましては、よほど第三者の立場、たとえば公認会計士とか、計理士とか、職業監査人の意見を徴することも必要だと思つておりますが、現在、財務局、財務部といふようなもので監督しておられるのでありまして、あるいは第三者の信用ある監査人の監査も必要だと思ひますが、これに對して政府はどういふふうにおつて承りますか。

○大月政府委員 この貸付信託に對する監督は、先ほど申し上げました特別の承認事項とか、その他受益者保護のための買取り以外の点につきましましては全部現在ございまして信託に對する監督と同様でございます。これは基本的に

は信託業法によつて規定いたしてあるわけでございます。大蔵大臣が直接に報告を徴し、検査をする権限を持つておりました。現在も運用いたしましては、主として信託をやつております信託銀行が六社ございまして、これは全部大蔵省の直轄といたしまして、銀行局の検査部で検査いたしております。それからその他いわゆる兼業従事者と言つておりますが、一部信託業も兼ねておりますものにつきましましては、地方銀行及び中央の銀行につきましてはともにより大蔵省でやつており、一部財務局で検査する場合もあるということとでございます。

○三宅(則)委員 大蔵大臣にちよつとお尋ねしたいと思ひます。実は地方をまわつてみますと、講和が成立いたしましたから、貨幣制度、金融制度につきましまして、多少変革がありはしないか。たとえて申しますと、平価の切下げとか、あるいは円単位を何か別の單位に直すとかいふような変革がありはしないか、ということを開かれるわけでありまして、私の見るところによりましては、池田蔵相の続く限りそんなことはない、こゝろ言つておるわけでありまして、中にはそういうふうな疑問点を持つておる者もあるわけですから、そこでこの機会にひとつ池田大蔵大臣には確固たる基本方針があらましようか、一応承りたい。

○池田大蔵大臣 貨幣制度、金融制度につきましまして、差向き金融制度は長期金融機關を設置するといふふうなあれで、変革を加へるつもりではありませんが、貨幣制度、ことに御指摘のデノミネーションの問題なんかは、私は考えられておりません。今朝もある代議士から

そういうものについて質問するという話がありました。質問なさつても何もないでしょうと、こう言つておいたのであります。デノミネーションをやる具体的な案があるかといつたら、ありません。風声鶴唳と申しますか、とにかく取越し苦勞をする人には、いくら言つても取越し苦勞はやまぬものでございまして、池田が大蔵大臣をやつてゐる間は、もちろんデノミネーションをやるなんという事はありつこありません。

○三宅(則)委員 そのことは今大蔵大臣の御説明によりましてはつきりしたのであります。私はこの機会にただいま問題になつております長期信用銀行について、池田大蔵大臣に二、三質問をしたいと思つて、長期信用銀行は昔の勧銀もしくは興銀、これらが土地、家屋、機械等を利用いたしまして設備資金なりあるいは長期の運転資金にこれを利用する、こういう線を出されるわけでありまして、私は何とぞ中央だけでなしに、地方にも長期信用銀行の設立を願ひたい。たとへば昔の農工銀行というやうな意味合いのものが必要かと思ひますが、大臣はどう考へておられますか承りたい。

○池田(國)大臣 私は地方の方に各県別の不動産銀行と申しますか、長期金融機関を設けることがいいか悪いかという問題になると、私は必ずしも賛成いたしません。やはり中央に大きいのがありまして、それが各地に支店を置いてやるのが便利がいいのではないかと。それは明治時代から続いております農工銀行が、最後には勧銀に合併されたあの経過から申しまして、大きい銀行が各地に支店を持つて、その

分野に精進するという方が適當ではなかつたかといふ支持を持っておるのであります。従ひまして今回強力な長期金融機関を設けて、そして今手薄い不動産担保あるいは長期金融機関と申しますか、そういうものを設けよう、こういうふうな考へております。

○三宅(則)委員 今の御説明によりまして、地方には大きな銀行のいわゆる長期信用銀行の支店を設ける。これは私も賛成する一人でありまして、ややもいたしますと、大きな銀行は実に官僚的で困る、こういうことを言われるわけでありまして。何とかひとつ具体的によつて承りましたして、早く納得行の線を出すために、地方の銀行とも関係があるわけでありまして、そういうふうな土地、家屋、機械というやうなものにつきましては、よほど基準をきめまして、納得の行く線と早く処理する、こういうやうに御指導を願ひたいと思ひますが、大臣はどういうふうな考へておられますか。

○池田(國)大臣 敗戦後金融制度が乱れまして、乱れると言つて語弊があるかも知れませんが、そういう然るる特殊の使命を持つ銀行がなくなつて商業銀行を主とした地方銀行がこれに當る。しかもまた一県一行主義が行われておりましたために、非常に独占的なところがあつたのであります。最近におきましては、一県一行主義を打破すると同時に、各地の相互銀行が相当有力になつて参りました。これらが今後中小企業または不動産金融の方にも向いて行くのではないかと考へておるのであります。少くとも相互銀行におきましては、今の各県の商業銀行よりもつと手の届いたことを、中小企

業者をやつておると確信いたしておるのであります。従ひましてこういうものを、大蔵省としては育成して行こうという考へであります。

○三宅(則)委員 わが国の物資の輸入等を考へまして、ある程度まで政府も長期金融をいたして、この貿易の輸入面についても考慮せねばならぬと思ひます。平和になりまして以上は、政府の方針もその辺にあるものと思ひますが、これについて大臣はどう考へておられますか承りたい。

○池田(國)大臣 輸出入貿易を振興させることは、これはわが内閣の最も力を入れたところでございます。しかし最近の情勢によつて見ますと必ずしもわれわれの企図するほど行つておりません。しかし今までかせぎました外貨も相当蓄積されておるのであります。この際将来の競争力を考へて、合理化のためにこの外貨をできるだけ使おう。また進んでは必要は物資につきましてもこれを使つて行こうという方針をきめて、各界を指導しておる状況であるのであります。また当初その計画なんかにつきまして十分でないところもありまして、業界の方々の意見を聞きまして、できるだけ設備の近代化あるいは必要原材料の輸入ということについて、努力したいと考へております。

○三宅(則)委員 具体的なことになりませんが、住宅に關しましては金融公庫というものがあつたわけでありまして、なほ大都會等におきましては不足を感じておるわけですね。住宅金融に關しましては、相当大幅に政府も力を入れていただきたいと思ひますが、これについて大臣の御構想を承りたいと存じます。

○池田(國)大臣 お話のように今衣食住のうち一番困つてゐるのは住宅だと思ひます。従ひまして予算でぐらんになりまして、住宅公庫への一般会計並びに資金運用部の融資、並びにまた公共事業費から縣を主体とする住宅組合等への融資、あらゆる面をやつておるのであります。今後におきましても今までの方法を強化すると同時に、最近におきましては資金運用部の金を使つて労働者の住宅をもつと建てよう、こういう考へで進んでおります。

○三宅(則)委員 これは東京のまん中を言うわけでありまして、非常に大きなビルディングがたつたきていてるわけでありまして、あれは全部自己資金によつてやつておられますか。政府資金あるいはその他の資金を仰いでやつておられますか。これはわれわれとしては重大問題でありますからこれについて政府の御方針を承りたいと思ひます。

○池田(國)大臣 自己資金ということになると定義がなかなかむずかしいのでございまして、銀行がビルの一階を占拠しておられますが、その銀行の出した金は自己資金が、こういうことになると三宅さんも必ずしも自己資金とは言われません。銀行がそうでございまして、一般の事業会社は必ずしも自己資金ばかりというわけにも行つていないと思ひます。しかればその金はどこから出たか、こうなりますと自己資金もある程度ありますし、自己資金も借り入れます。しかし借入れをするのにビルを建てて、そこへ入る権利料というので借り入れた場合

はほとんどないと思ひます。いろいろな仕事の面で借り入れてその一部分が権利料になる、こういうのが多いのでございまして、こういう点から考へまして、昨年の秋にビルの建設はしばらく遠慮してもらいたいというやうに、銀行を指導しておるのであります。今やつておられますのは、前から手をつけておるもののみでございまして。途中でちよん切つてしまふということも、これは経済的にどうかというので続けさせておられますが、新規のものはよほどひどく押えております。

○三宅(則)委員 池田大蔵大臣はちろん財政経済一般に精通しておられるわけでありまして、ことに前からの念願であります中小企業につきましては、何かよい方法はないかと思ひまして、われわれは考へたわけでありまして。常に市中をまわつてみますと、一番困難を感じるのには中小企業金融でございます。この対策にはあるいは国民金融公庫なりあるいは商工中金あるいは農林中金というものがあつたわけでありまして、何かこの市価の暴落たとえば繊維の暴落とかあるいはその他の変化があるときににおきましては、救済方法というものもないかもしれません。何か金融面をつける方法はあるまいかと。中小企業に、よく頼まれるわけでありまして、政府としての御方針をこの際承りたいと存じます。

○池田(國)大臣 中小企業金融につきまして、ここ二、三年來漸進的な改正等をして、また政府としても努力いたしておるのであります。何と申しまして少しい金でございまして。また中小企業が銀行から十分の信用を得て借りると

いうことも、なかなかむずかしい問題でございます。たとえば商工中金あるいは国民金融公庫あるいは信用保証制度、また銀行におきまして、中小企業専門の銀行を設ける、あるいはそれに対して見返り資金から数十億円を出す、こういう態勢を整えておきますが、なかなか今の銀行が積極的に動く、また中小企業者が銀行が納得が行くような信用を説明することがなかなか困難なものでございまして、十分行つておりません。しかし、この世、いつの国でも、これは一番むづかしい問題を円滑にするということが第一だと思ひます。中小企業と申しまして、やはり大企業につながるものが、間接に中小企業の育成にもなります。また中小企業に對しまして、できるだけのことをすることが、ひいては大企業にもつながりを持つことになるのでございまして、経済の運行を正常化して行く、これが第一の仕事、その間に取残された弱い方々に政府が特別措置をする、こういうことよりほかはないと思ひます。

○三宅(則)委員 具体的な例になるかもしれませんが、私は貿易と金融というものは非常に深いと思ひます。これはしばしば他の議員から質問があつたと思ひますが、ドル地域、米英ばかりでなく台湾その他の地域、東南アジア地方とはひとつ大いにつけてもらいたいという希望もあるわけでありまして、特に中小企業等につきましては、生産する物は、大のみに輸出するのではなくして、むしろ東南アジア地方の弱小国、こういう方面に向くものが多いと言われておるわけであり

ます。が、これについて政府は何かお考えがあらうか承りたい。

○池田田務大臣 昔の中小企業者を中心とした輸出産業というものは、おおむね問屋が介在いたしまして相当な勢力を持つておる。しかし、この問屋の上には強力な貿易商社があつた。今は強力な貿易商社も財閥解体でなくなつてしまひましたし、また問屋も一時壊滅に瀕した。この商社や問屋が徐々に復興しかけたときに、昨年の一月以来の問題が起きて参りました。中小企業の商社や問屋が整備拡充が思うようにならず、ちよつと頓挫したような状態になつて来たのであります。日本といたしましては、何をいへても貿易には商社の強力なものを育成しなければならぬし、また個々の業者と商社とのつながり、問屋の制度を育成して行かなければならぬ、こう考へております。

○三宅(則)委員 大分長く伺ひましたが、最後にもう一点伺ひていただきたいと思ひます。事柄は、われわれがいたしましては、常に中小企業、大企業ともどもに発展して日本の経済の正常を期したい、これは念願しておるところでありまして、幸い講和が遂行になりまして、十分なる活動とまでは行きませんと思ひますが、政府は何か特別にこういうものに対してする振興策を講じておられますか。たとえば開港銀行もございましてよろし、また輸出入銀行もあるわけでありまして、何か根本的な方針を政府ではお持ちになつておられますか。この際ひとつ国民に示していただきたいと思ひます。

○池田田務大臣 御質問の点がはつきりいたしませんでしたが……

○三宅(則)委員 今日といたしましては、日本の経済が正常に復し、講和が回復いたしました以上は、日本の貿易を通じて、経済上におきましてもあるいは金融上におきましても利益を得たい、正常に復したい、こういう念願であります。が、何かこれを啓蒙させるために、今まで日本開港銀行でありますとか、あるいは輸出入銀行等を通しまして、その産業の育成に努力せられたわけでありまして、何か根本的な方針を政府としては持つておられますか、この際お示しを願ひたい、こう考へております。

○池田田務大臣 そり基本的な注射薬があるわけではございません。今までの政策を地道に、できるだけ急速度に進めて行こう、これだけあります。

○三宅(則)委員 私は今の大蔵大臣の説明をずつと聞いておつたわけでありまして、日本が独立国になりました以上は、日本の政府において、また議會において十分審議をし、いろ／＼な法律案をつくれまして、事業を計画することもできるわけでありまして、本年度はすでに予算も通つたわけでありまして、取越し苦労もありませんが、来年度予算につきましても、政府はすでに着手せられつゝありましようか。その点をひとつ承りたい。

○池田田務大臣 まだ着手をいたしておりません。

○三宅(則)委員 私は、国会は六月半ば、もしくは六月過ぎに終るものと思ひますが、新聞紙の伝へるところによりますと、八月上旬には第十四通常国会が開かれるだらう、こういうことが言われておるようでありまして、もちろん来年の選挙もしくは本年末の選挙を勧奨いたしてであらうと思ひますが、大蔵大臣といたしましては、予算の概要などはとりあえずつくる必要があるうかと思ひますが、これに對しまして大臣の御構想をこの際承りたいと思ひます。

○池田田務大臣 予算をつくり出すには、その時間には要しません。いつまでにつくれとおつしやれば、それまでにつくり出す。一週間でも、十日でも、二十日でも、あるいは五日でもつくり出す。ただ印刷の期間が二週間いるというところだけを御了承になれば、絶対多数を擁しておる自由党内閣でございまして、すぐできます。いつ開こうと、私のために国会が開かれなかつたとかいうような汚名は、大蔵大臣として受けたくないという氣持で、いつでもつくれるようにしております。

○三宅(則)委員 今の大臣のお話によりますと、私も意を安んずる一人でありまして、最後に、たび／＼承りましたが、金融の金利を下げろという説と、多少金利を上げろという説があるわけでありまして、この際も高金利なんという問題が出て参りましたが、私どもは、法律でもつて高金利の程度をきめるなどということはまことにおかしい問題である、かように思つておるわけでありまして、大蔵大臣も、これに對してはひとつ御反省を願ひたい。たとえば五十銭をもつて高金利の限度とありますが、大臣といたしましてはどうかお考えでありますか、この際の方針を承りたいと思ひます。

○池田田務大臣 三宅さんは大政治家

だから、大きい意味からの金利問題を議論せられておるかと思ひましたら、やみ金融の金利の問題に移つておるようでありまして、金利全体の問題といたしましては、こゝ半年あるいは一年前は、金利は高くても金さへ貸してくれればよい、こういう議論が盛なつた。最近とはにかく金が相当出まわりつゝあるものだから、金利が高過ぎる、もつと安くしろという議論が出ておるのではありません。私は産業面から行きて、日本は全体に金利水準が高い、できるだけ下げて行つた方がいいと思ひますが、これもまた一概に全部を下げるというわけには参りません。やはりそのときの情勢によつて、産業区分別に、また資金の長短別にいろいろな考えをしなければなりません。が、全体としては貸付金利は下げて行くのが至当だと考へておるのではありません。それから金融取締りの関係で、五十銭とかなんとかいうのがあるようですが、私はよく存じません。これは普通の金利の問題ではありますまい。金利水準の問題なんかでなしに、えてしてしつかりしない金融機関、金融を取扱つておる人が、いろ／＼な手で——脱法とも申し上げかねるかもしれせんが、普通のやり方でないものが行われるやに聞いておりますので、それを取締る方法としてやつておると思ひますが、これは金利水準から来た金利ではないと思ひます。

○三宅(則)委員 今のお話によりまして、もちろん金融面におきまして普通の金利は下げる方がよい、まことに意を得た御答弁であります。高金利、いわゆる高利貸しの定義を法律で定めるといふことは、まことにおかしいこと

あると思われ、ありますから、具体的にきまらぬかもしれませんが、たとえば政令等によつてこれを取締る。大蔵省は直接監督できないので、地方の警察権にこれを委譲いたしまして取締るといふようなことになるかと存じます。しかしこれは何かほかの方法をもつて、法律でなく、政令等で高金利を取締つた方がよろしいかと思ひますが大蔵大臣はどういうふうと思つておられますか。法律案が今出ているわけでありまして、直接関係があると思ひましたから、これを伺つたわけでありま

す。

○池田田務大臣 事務当局からお答えいたさせます。

○大月政府委員 高利貸しという名前の問題でございますが、現在の法律にも高利貸しという名前が出ておらないと思ひます。現在ございましては、貸金業という一つの定義が加えてありますが、それをこのたび廃止しまして、一般のいわゆる暴利に類するものを刑罰をもつて取締らう、こういう趣旨でございます。

○三宅(則)委員 大蔵大臣にもう一点追加してお伺いさせていただきます。ただいまの質問によりまして、大蔵大臣の御方針、わが国の経済、財政のあり方等について大要をわかつたのでありますが、われ／＼といたしましては、農村を含めた中央地方の大企業、中小企業ももちろんのことでありまして、一般の金融の水準を円滑にせしめまして、経済の安定をはかりたいというの

が、われ／＼の念願するところでありまして、ことに大蔵省といたしましては、国内の金融並びに経済を正常化するために努力せられておるのは多いとい

たしております。でありますから、この際関連して質問しておきますが、さらに法人税等について、あるいはこれより低める、あるいは高めるとか、あるいはお気持があらましようか、あるいは安んずるために、あまり上げたくない、かように思つておられるわけでありま

す。ただ地方税等については、多少変革することはもちろんあると思ひますが、所得税並びに法人税等については、こ

れ以上上げる必要はないと思つておりますが、大臣はどう考えておりますか

承りたい。

○池田田務大臣 今の税率以上に法人税、所得税を上げる考えは、ただいまのところありません。どちらかと言つて下げるくらいで、検討しておるの

であります。地方税につきましては所管でございせんが、地方税につきましても大体同じ方向ではないかと考

へております。

○佐藤委員 ただいま四法案に対する質疑を続行いたしておりますが、この際、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案をあわせ議題として、質疑を続行いたします。宮崎靖君。

○宮崎委員 きようは大臣がお見えになる日ではないと思ひましたので、十分準備がありません。それで大蔵大臣の名答弁を聞くことができないことをおそれるほど愚問であるかもしれま

せんが、いろいろな方面にわたつてお伺いしてみたいと思つております。

一昨日でありましたか、予算委員会において総括的質問でお尋ねいたしましたが、大臣はほかの委員会においてなつて、安本長官から御答弁をいた

だきました。大政府の方針としてはおそろく安本長官の御答弁で十分だろ

うと思ひますが、一応大蔵大臣としての立場から、簡単によろしいか

ら、ぜひ御答弁をいただきたい。御記

憶のよい大蔵大臣は、当日の私の質問の要領はお聞きとりであらうと思ひま

すが、何分にも繁多な行政面のお仕事を担当しておられるので、あるいはよ

く御記憶にない点もあるかもしれま

せんから、蛇足と思ひますが、その要旨を申し添えまして、御答弁をいた

したいと思ひます。

現在のが党の政府と申しますか、これの執行いたしております財政経済の諸政策は、自由主義経済であるとい

うことは、これは論をまちません。自由主義経済と申しますものは、事新しく申し上げるまでもなく、国民経済の基礎に創意と、くふうと、努力とを

強く要する資本主義的な経済であることも、また私が申し上げるまでもないことでもあります。しかしてこの場合におきまして、いわゆる物量の不足の

ときと、物量の充実いたしたときとの両面から、簡単な言葉で申しますならば、過剰生産となつた場合——た

だちに今過剰生産に陥つていゝると私は極論するものではありませんが、もし過剰生産に陥つたというような場合に

これらの経済主義からなめて参りますと、もとより社会主義的な統制経済の理念とは遠ざかつていゝものであり

ますが、相当の需給調節の必要性が生れて来るということは、これは当然考

えられなければならないところであります。たとえて申しますならば、生産調節というようなことを自主的に行

われることが必然の傾向である、こ

も考えられるわけでありまして、これを自由放任の形で調節をさせて行きますと大衆の——おもに消費者でありま

しょうが——利益を一部の企業家等に吸収されるというふうなおそれも多分

にあるわけでありまして、この現象は明らかに経済の民主化の憲法でありま

す。独占禁止法、あるいは附屬法令の事業者団体法等の精神にも矛盾があるか

と思ひますのであります。一体機能的な自由競争の中に放任しておきまして、自然淘汰をまつということではありま

すが、かりに上のことではありま

せんが、ゆる見送り主義、自然淘汰をまつて物の生産調節等が行われるということ

を待つのがよいか悪いかということ

は、多分の疑問があるわけでありま

す。そこで自由主義経済の中に、民主的な経済の計画性をひとつ織り込んだらど

うかという考え方が出て参りました、これは機会あるごとに大蔵大臣にお尋ね

しておるものであります。と、きたま

たま独立の機会でもありますが、この際何らかかようなお考えがあるか。

この点につきまして、簡単にけつこうでありますから、御所見を伺いた

いのであります。

○池田田務大臣 えてして計画性とかいふ議論があるのであります。私は国民経済全体を見て、しかもまた国際経済とのつながりにおいて、宮崎君の

いふも言われま、民間の方々の創意くふう、努力で行くのが本筋だと思ひ

ます。ただ問題は、それでは政府は財政を持ち、金融の監督をしておる立場から、一切介入しないかということになりま

足な国で、そして外国市場に影響を受

けやすい日本としては、基幹産業方面

におきましては、できるだけの助長的

の態度をとる、こういう方針で、基本

は自由主義経済でございまして、足

らざるところをこちらである程度補

つて行く、こういう考えで進むべきだ

と思つております。

○宮崎委員 最近予算委員会の空

気なを見ておきますと、大陸貿易、ソ

連との貿易というふうなことに

おにも野党側からであります。何か

政府の怠慢でも追究するかのとき

言がありまして、また政府諸大臣及び政府委員の説明を聞きますと、それが一つの重大な問題であつて、それを解決するの

○池田國務大臣 中共貿易とか、日ソ貿易ということをいわれておりますが、私は宮縣君のおつしやることはよくなるのであります。終戦後の中共貿易あるいは日ソ貿易は、お話の通りにあまりウエートはございません。終戦前におきましては、数十万、数百万の人が当時の中国全土にいました。しかも経済的に最も優位な地位にある日本において占めたあの貿易上の關係を、敗戦後の日本がそのまま継ぎ得ようなどと考えることは、よほど甘いのでございます。もう今は日本から出て

まず、サンフランシスコ平和條約において、日本の賠償義務の限界はおおむね明らかにしたわけであり、しかしながら、平和條約の未締結国の方が多いのであります。調印国の四十八箇国全部が條約を批准し効力を發してゐるのではない現在、もし貿易その他の關係におきまして、日本が債權を持ちあるいは資金を個々に集めるといつたような立場になつた場合に、いわゆるアタツチメントと申しますか、そういうことが絶対に起らない——平和條約を締結した国はわかつておりますが、しからざる国と通商貿易をいたしまして起つた日本のいわゆる債權、かようなものに対してアタツチメントが絶対にないというお見通しがあるかどうか。これが一点。

それから國際通貨基金にまだ加入しておらない、あるいは為替銀行制度が確立しておらないで——これは日本の方にもそういうことが言えますが、コルレス契約も締結のない状況で、通常の貿易が開始されるとは考えられぬのであるが、その点について大蔵大臣はどう考えておられるか。これが第二点。

現に占領下において行われました中国との貿易、これはエスクロ・パートナーと申しまして、しかもこの貿易の実際というものを反省してみますと先ほど大臣の御答弁の中にもありますように、われ／＼の方、日本側の義務の不履行あるいは責任の回避等によつて貿易が行われないのでなくして、相手方、少くとも中国側のそれ／＼の機關におきまして不履行の場合が多いのでありまして、輸入先行でエスクロ

拾つてみましても、大陸貿易などということを、觀念論的に政府を追究いたします議論として述べて参りますならば、どう考えても——平和回復ということはもとより望ましいことであるが、もしできなくとも、いわゆる国交の回復、友好の状況に返るといふことが先決問題であつて、その後におきまして初めて、イデオロギーの相違がありましても、経済的交流が行われるべきである。いわゆる貿易の再開の方が国交の回復のあとであるということをおもひながら考へるべきであらうことを私は申し上げておきますが、その他の問題

は話し出すとやはり長くなりますから
きようは譲ることいたします。

○佐藤委員長 了承いたしました。

○池田國務大臣 アタツチメントの問
題はやつた問題でございまして、
こいう制度があるのといふので非
常に手控えたこともありま。何もそ
ういふ心配はいらないといふ説もあり
ますし、やつた問題でございしまし
たが、結局アタツチメントを頭に置い
て今まで措置をとつて来たわけでござ
います。従いまして、講和条約調印国
の間においてはございせんが、その
他の国におきましては、やはり今まで
通りにこのアタツチメントの問題は考
えて行かなければならぬと思ひのであ
ります。

第二番目の、為替銀行その他がない
と通商貿易もうまく行かぬじやないか
といふことはその通りでございませ
す。しかし為替銀行は向うの銀行とコ
レを結んでおります。またこちらから
商社が行かなくても、向うの商社が
わつてやればできることとございま
す。しかしいづれにいたしましても、
今後におきましては、為替銀行が向う
に支店を持つことが望ましい。また貿
易商社あるいは産業団体、企業家が向
うに支店を持つことも望ましいのでご
ざいますから、今後はそいう戦前の
姿にできるだけ早く復歸したい、こ
ういふ考えを持っております。

それから中共貿易の問題でいろ／＼
な御指摘がございましたが、ただいま
申し上げましたような状態で、国交が
回復していない場合におきましては、
いゝゆる支払の問題なども直接にど
うこうという処置はむづかしいのでご
ざいます。こいうことが中共並びに

ソ連との貿易を阻害しているわけ
です。そこで最後のお話の貿易といふ
のは、国交が回復しなければできない
のではないかと、こいう結論に来ると
思ひますが、しかしながら、国交を回
復しなければ、貿易は全然あり得ない
といふわけのものでもないものであり
ます。香港を通ずるか——あるいはバ
ーターも考えられないことはありませ
ん。しかしいづれにいたしましても、
国交が回復しなければならぬ／＼やりに
くいといふことだけは確かだと思ひま
す。

それからバトル法の問題でございま
すが、経済的に見て、中共貿易は今の
状態ではそう大して期待できない。そ
うするとやはり最も得意先のアメ
リカや東南アジアのドル地域との貿易
に、主眼を置くことが必要だと思ひま
す。バトル法が独立した日本に適用が
あるかないかといふ問題につきま
しては、所管外でございませうが、経済的に
何もアメリカあるいは東南アジアの自
由国家群の感情を害してまでも、む
づかしい貿易をすることは、商売の上か
らどうかといふ気がいたしてございま
す。

○高田(富)委員 今の宮澤君の質問に
関連もあるわけでありませうが、この貿
易を中心としたいたしたたいたの
大臣の答弁につきまして、重ねて所信を
ただしておきたいと思ひのでありま
す。

輸出入計画が、最近のボンド過剰問
題、あるいは各国の輸入制限の強化の
傾向に遭遇いたしましたために、わが
国におきましても、当初に比較いたし
まして、計画を縮小せざるを得ないよ
うな状態になつておるといふふうに、

安本あたりの数字を見ましても出てお
るわけでありませう。政府は経済自立の
ために、講和後におきましては、特に
輸出入の貿易を拡大するといふところ
に、相當の重点を置くように従来言明
されて来たわけでありませうが、最近の
政府の施策等を見ますと、やや従来の
そうした言明に反しまして、輸出入計
画を縮小せざるを得ないような建前に
立ち至つておるやうに信ぜられるので
あります。ここのやうな状態でありま
しては、今後のわが国の経済といふもの
は、従来の占領下におけるよりも一層
苦しくなり、縮小せざるを得ないよう
な状況になり、せつかく拡充いたしま
した設備能力については、次第に生産
過剰の傾向を深めるのではないかと
いふやうな危機の念を一般に與えてお
ることは、事實であると思ひのであり
ます。そこでここのやうな傾向にある貿易を
今後再転させまして、さらに拡大する
といふ見通しが——今答へられました
上に、新しい貿易の範囲を広げると
いふ方面に希望を持たずに、従来のま
まの地域を対象としたしまして、な
おかつ拡大できる方策が、一体考えられ
ておるのかおらないのかといふ問題に
つきまして、伺いたいと思ひのであり
ます。

○池田國務大臣 輸出入が予定の計画
通り行かないことは、今の世界経済の
現状であるのであります。日本ばかり
ではございせん。従ひまして、これ
をどういふふうにしてつじつまを合し
て行くかといふ問題になりますと、国
内消費を上げるとか、あるいは他の市
場を求める、こいうことであると思
ひのであります。従ひまして、国内消
費を上げることが消費インフレになつ

ては困りますので、第一次的には、や
はり長い目で見ての新しい地域を拡大
して行く、こいうことであらうと思
ひのであります。御承知の通り、まだ
東南アジア方面の生活程度、文化
程度は非常に低いのでありますから、
こいうものを、アメリカの資本とタ
イヤップして、またできれば日本独自
に開発して行つて、そうして日本の生
産品の消費口をこしらえるといふこと
が主であると思ひのであります。私は
国内的には日本のコストを合理化によ
つて下げると同時に、日本で生産され
たものを東南アジア方面に持つて行
つて、向うの産業を起し、生活水準を
上げる、相ともに助け合つて貿易の振興
をはかる、こいうことよりほかにな
いと思ひのであります。経済あるいは
貿易の振興の道には、何もかわつた手
はない。あの手この手で活路を見出し
て行くところに、進歩があり発展があ
ると考えているのであります。

○高田(富)委員 貿易といふと、
ただちに東南アジアを常に対象とされ
ておるのであります。東南アジアに
つきましては、政府もつと前から研
究もされ努力もされておると思ひので
あります。しかしながらこの方面への
貿易の発展という見通しにつきま
しては、樂觀的な見通しを立てられる根拠が一
体あるのかどうかといふことは、今ま
での政府の業績にかんがみまして、こ
れを納得せしめることは非常に困難で
あらうかと思ひます。ことに最近にお
きましては、プラント輸出等につ
いては非常に行き詰まりを來しまして、む
しろ減少傾向にあるとさへ言われてお
るわけでありませう。この東南アジア開
発問題こそ、むしろもう少し具体的

プランと確信をお示しにならない限り
中共貿易やその他の貿易が觀念的であ
るとか、空論的であるとかいふお話が
ありませうが、より以上に觀念的であ
る、空論的であるのかよくに考えら
れるのであります。具体的に現在、絶
望とまでは言えないのであります。う
るはなはだもつて希望が薄らぎつつあ
る東南アジアへの依存につきましても、
う少し大臣が確信を国民に與え得るよ
うな、何らかの明確な方針なり根拠と
いふものがあつてありませう。こ
の際お示しを願ひたいと思ひます。

○池田國務大臣 あなたの御質問の、
おありであつたらしくお知れ願ひた
いといふやうなお話でもおわかりにな
るやうに、なか／＼相手のあるもので
すから、こんな品物があるといつて二
足三文に売るわけには行きませう。回
收のつかぬものを売りつけるといふ
わけには行かない。東南アジアの開
発といふことも、これはなか／＼いろ
いろな種類があるのであります。何と
申しましても非常に民度が低い。今の
輸出入銀行からの様子を聞きましても
ちよつと日本の文化程度と格段の差が
あるところは、そう急速にすぐに行く
ものではないと思ひます。東南アジア開
発計画などというものは、私が二年前
にワシントンに行つたときに、向うで
盛んに議論されておつたのであります
が、まだ／＼アメリカの二年前からの
ものもなか／＼緒についていない。こ
れは一つの原因は、東南アジアとい
ふものがあまりにも生活程度が低いとい
ふこと、今の状態では、東南アジア上
りも南米方面が日本の海外輸出には非
常にいいやうです。これは程度が似て
おります。たとえばバス一台輸出しよ

うといったつて、インドとかあるいは
ボルネオにはなか／＼行きにくいし、
南米の方にはバスの注文が相当ある。
こういうふうには私の言う東南アジアと
ころのは、やはり南米の方も含めて言
つておるのであります。その民度の状
況によりまして、出て行くプラント輸
出なんかも程度が違ふのであります。
民度が低いからといって、いつまでも
ほうつておくわけには行きません。そ
こで先ほど来申し上げておきますよう
に、各国の事情を見ながら、また国内
の生産事情を勘案しながら、ステディ
にやつて行かなければならない。たと
い民度の低いインドなんかにおきまし
ても、製鉄の問題が今話題に上つてお
りますが、こういうことはなか／＼有
望だと思ひます。こういうことをきつ
かけとして、いろいろな産業を東南ア
ジアに植えつけ、そして東南アジア
民族の生活水準を上げて行く。そうし
て生活水準が上れば即消費力になるの
であります。そういうような点で考え
て行かなければならぬと思うのであり
ます。

ろ外貨を貸し付けるとか、いろいろ／＼な
便宜を與えるという方針で進まれる考
えでありますか。

○池田田務大臣 さうでございま
す。

○高田(富)委員 輸入促進のためにい
ろいろの措置を講じて、輸出の方は押
えて行くということで、結局これは従
来の主たる輸出市場であつて、さらに
発展すべき方面を押えて行くというこ
とになりますので、必然的に輸出は相
対的に見て萎縮せざるを得ない。それ
からそういう形で輸入を促進いたしま
して、かりにポンド圏からの輸入がど
んどんできることになりました、それに
よりまして生産がさらに拡充されたとい
たしますと、これを輸出するのに、
結局ドル圏へ輸出をせざるを得ないと
いうようなことになつて参りますして、
ドル圏への輸出の条件等は、かえつて
そういうこちらの弱みにつけ込まれま
して、非常に不利な立場に立たされる
のではないのでありますか。

○池田田務大臣 物事が悪く行つたら
そういうことになるかも知れませんが
その間にいわゆる業者が特殊の創意と
くふうと努力によつて、切り抜け得る
と私は見ておるのであります。

○高田(富)委員 もう一つお聞きして
おきたいのは、輸出入についてリンク
制は施行する考えでありますか。

○池田田務大臣 先ほどからの話を
聞きますと、ある一つのことにさつと
とらわれてしまつて、あらゆる状態で
あらゆるコネクションを持つているも
のを、一つだけで議論されてるよう
に私には見えるのであります。どこ
とどことのリンク制、あるいはどのこ
国とどの品物のリンク制、また物で行

くか、いわゆる勘定で行くか、いろいろ／＼
なものであるとあります。今リンク
制を考へるかということについては、
總体的にはリンク制は考へておりませ
ん。だから事柄を個々の問題について
御質問にならないと、いろいろ／＼なコネ
クションを持つておるのを、一つのも
のだけについてお聞きになりますと、
かえつて御判断を誤られるのではない
かと思ひます。

○高田(富)委員 ドル圏への輸出を促
進するというような見地から、輸出し
た場合のみ輸入権を與えるというよう
な形でやつて行くというようなことで
今までのドル不足を解決して行くとい
うような見地から、たとえば棉花と何
かをリンクさせるというような方式で
の構想があるかどうかという点であり
ます。

○池田田務大臣 そういろいろリンク制は
考へておりません。ただドル方面への
輸出に對しましては、品物によつて違
いますが、ある一定額のドルの自由使
用を認める、こういうことだけであり
ます。

○高田(富)委員 最後に、今まで大臣
の宮腰君への答弁を聞いておりますと
いろいろ／＼な問題が出ておると思つて
あります。最近中国との貿易問題に
つきましては、本委員会の宮腰君なん
か向うへ行かれまして、いろいろ／＼な報
道が伝つて参つておりますので、こ
の業界に對する影響というものは非常
に大きいのであります。これが歸つて
来られましたならば、おそらく相當の
波紋を財界に投げかけるであらうとい
うことは、これはもう衆目の見ること
であります。そこで私は、政府が最
近になりましてから、バトル法の範圍

内において、何とか中共貿易のわくを
広げたいというような点に、今までに
見ない、ある種の制約下ではありまし
ようが、努力を傾け始めたのではない
かというふうに感ぜられるのでありま
す。この問題につきましては、政府と
してどの程度、どの範圍で、そういう
た努力を払われておるか。具体的には
どういうふうな、アメリカとの折衝に
おきましては取運ばれる段取りになつ
ておるかというような点を、明らかに
していただきたいと思ふのでありま
す。

○池田田務大臣 宮腰君、帆足君が行
かれたので、帰られたら非常に波紋を
起すだろうという想像の誤りと、政府
がバトル法その他の關係はあるけれど
も、中共方面との貿易に對して特段の
努力を払うようになつたという見通し
は、同じように私の見通しとは違つて
おります。政府は最近に至つて特に中
共貿易を振興するためにこういう手段
をとつた、ああいう手段をとつたとい
うことは、閣僚の一人として聞いてお
りません。

○佐藤委員長 次会は明二十日午前十
時から開会することいたしました。本
日はこれにて散会いたします。

午後三時十七分散会

昭和二十七年五月二十六日印刷

昭和二十七年五月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局